

●目次

裁判の経緯と焦点 編集部—— 2

特養あずみの里裁判を振り返る 上野格・宮子あずさ—— 5

〈解説〉医療・介護事故における刑事弁護 水谷渉—— 34

特養あずみの里裁判を考える

ケアの現場から考える「予見可能性」 鳥海房枝—— 39

看護と介護のはざまで 工藤うみ—— 48

ケアする者のつつしみ 上野千鶴子—— 57

裁判の経緯と焦点

(編集部)

●経緯

〈二〇一三年十二月二日〉 特養あずみの里の食堂で、おやつ用のドーナツを食べたあとぐったりして意識を失っているKさんを、排せつ介助を終え遅れて入ってきた介護職員が発見。心肺停止状態のため職員や救急隊が緊急処置をしKさんを病院に搬送する。

〈二〇一四年一月七日〉 警察による捜査と取り調べが始まる。

〈二〇一四年五月二二日〉 事件当時Kさんに背を向ける形で、食事全介助の別の入所者にゼリーを食べさせていた准看護師Yさんが、業務上過失致死容疑で長野地検松本支部に書類送検される。

〈二〇一四年二月二六日〉 Yさんが在宅起訴される。起訴内容は「Kさんの食事時の動静を注視して、食物誤嚥による窒息等の事故を未然に防止する業務上の注意義務があるのにこれを怠り、他の利用者への食事介助に気を取られ、Kさんの食事時の動静を注視しないままKさんを放置した過失」。

〈二〇一五年四月二七日〉 第一回公判。

〈二〇一六年九月一六日〉 検察は、従前の訴因のうち「誤嚥」の記載を削除するなどして訂正し(訴因変更)、さらに「Kさんに提供すべき間食の形態を確認せず漫然とドーナツを配膳した過失がある(食事形態確認義務違反)」との訴因を追加する(訴因追加)。裁判所は後日これを認める決定をし、弁護団は特別抗告をするが最高裁は棄却する。

〈二〇一七年七月四日〉 第八回公判。証人尋問（当日現場にいた男性介護士）。

〈二〇一七年八月二日〉 第九回公判。証人尋問（当日現場にいた女性介護士）。

〈二〇一七年九月一日〉 第一〇回公判。証人尋問（Kさんの遺族、救急隊員）。

〈二〇一七年一〇月二三日〉 第一一回公判。証人尋問（Kさんの主治医、看護師長）。

〈二〇一七年十一月三日〉 第一二回公判。証人尋問（相談員、栄養士、介護士主任）。

〈二〇一八年二月一九日〉 第一三回公判。被告人質問（Yさんへの本人尋問）。

〈二〇一八年三月五日〉 第一四回公判。検察側証人尋問（看護学専門家）。

〈二〇一八年三月二日〉 第一五回公判。検察側証人尋問（救急専門医）。

〈二〇一八年六月一八日〉 第一七回公判。検察側証人尋問（歯科医師）。

〈二〇一八年六月二五日〉 第一八回公判。弁護側証人尋問（医師）。

〈二〇一八年七月二日〉 第一九回公判。弁護側証人尋問（看護師・川嶋みどり氏）。

〈二〇一八年七月三〇日〉 第二〇回公判。検察側が二度目の訴因変更を請求。Yさんの注視義務の開始時期を「Yさんがテーブルに着席した時」から「YさんがKさんにドーナツを配った時」へと大幅に前倒しする。地裁がこの主張を認めたため弁護団が特別抗告するが、最高裁が棄却し訴因変更が認められる。

〈二〇一八年一〇月一日〉 第二一回公判。検察の論告・求刑は罰金二〇万円。

〈二〇一八年十二月一七日〉 第二二回公判。弁護側最終弁論。

〈二〇一九年三月二五日〉 第二三回公判。判決言渡し。求刑どおり罰金二〇万円の有罪判決が下る。

Yさんと弁護団は即日控訴。

〈二〇二〇年一月三〇日〉 控訴審の第一回公判。裁判官は弁護団の「Kさんが病死であったこと」を証明する医師の証人申請と鑑定意見書の証拠採用を認めず、次回は判決として審議を終了。

- 〈二〇二〇年四月一日〉 「特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」が全国から集めた「控訴審で公正な裁判と無罪を求める要請書」の署名二十七万一五一七筆を、東京高裁へ提出。
- 〈二〇二〇年四月二三日〉 コロナ禍の影響で判決期日が六月一六日に変更。後日さらに延期される。
- 〈二〇二〇年七月二八日〉 東京高等裁判所は一審判決を破棄。Yさんに無罪判決を言い渡す。
- 〈二〇二〇年八月一日〉 検察が上告を断念し、無罪が確定する。

● 焦点

裁判には大きく三つの争点があった。一つ目は「そもそもKさんはドーナツを詰まらせて窒息をしたのか」、二つ目は「Kさんに対する注視義務違反がYさんに認められるのか」、三つ目は「Yさんにおやつ の形態確認義務違反が認められるのか」である。これらについて本書の各項で重要な事実とさまざまな見解を紹介する。

また、この裁判の特徴として二度にわたる検察側の「訴因変更」が挙げられる。検察は誤嚥による窒息が死因であることを前提とし、当初はこれを回避すべきYさんの注視義務を問うたが、弁護側の反証によってその追及が困難となり、嚥下障害のあるKさんに対しドーナツを与えたことが過失であるとの主張を追加した。さらに二度目の訴因変更では、Yさんの注視義務の開始時期を前倒しにするこゝとで責任範囲を広げようとした。こうしたいわば裁判上の駆け引きにより、結果として今後の現場のケアのあり方そのものに深刻な影響が及びかねない点が重要である。

なお、三つの争点のうち二つは控訴審で検察の主張が退けられたが、死因については判断に踏み込まれなかった。これについて弁護団は、裁判長が「被告は六年間も苦しんできた。もう無罪なのだから裁判に時間のかかる死因については深入りしないで判決した」と語ったことを報告している。

ケアする者のつつしみ

上野千鶴子

うえの・ちづこ ● 社会学者・東京大学名誉教授

高齢者施設での「窒息死」事件が刑事裁判になったと聞いたときに、瞬間、いやな感じがした。一審では有罪判決、二審では逆転無罪、検察が控訴を断念して無罪が確定したと知った時にはほっとしたが、これが有罪になれば現場にどんな影響が及ぶかは、容易に想像できなかった。第一に介護に携わる職員の萎縮が起きる。第二に施設の管理が強化されるだろう。いずれも利用者にとってはマイナスの効果しかない。

本書の冒頭で紹介されている上野格弁護士と宮子あずさ看護師の対談を読み、判決文も参照して、背景には「窒息死」事件といえない複雑な事情があることがわかった。そもそも死因が「窒息死」ではなかったかもしれないこと。初期から警察が介入し、一カ月の入院期間を経過したあとの死亡なのに、病理解剖もしなかったこと。施設と遺族のあいだには、すでに示談が成立していたこと。多

くの施設では施設内事故について、保険金を支払ってもらうためにあえて「過失」を認める傾向があること。そしてそれは遺族への配慮からであること。示談成立のあとに、刑事訴訟になるケースはきわめてまれであること。それを防げなかったのは、示談の際にそれ以上の責任追及をしないと（通常含まれる）合意事項がなかったこと。そのアドバイスを求められなかったのは、施設側に法的な知識がなく、顧問弁護士もいなかったこと。刑事訴訟に至ったのは、遺族側の処罰感情に加えて、検察側に「見せしめ」効果のねらいもあったこと。証拠不十分なままのずさんな起訴に、検察側の言い分を鵜呑みにする下級審における「有罪率九九・九%の常識」が、裁判官を拘束したらしいこと……などである。

事件は何かの決定的なできごとで起きるわけではない。小さなミスの集積の結果であることがこれほどよくわかるケースはない。この集積の結果、ひとりの准看護師の女性が、七年ものあいだ、苦しみのなかに過ごさなければならなかった。無罪判決が確定したからと言っても、この女性の七年が取り戻せるわけではない。彼女がやったこと・やらなかったことは、それほどの苦しみに値いすることだったのだろうか？

その七年間にこの女性に寄り添いつづけた支援者にも敬意を評したい。この事件はわたしの心にかかってはいたが、指ひとつ動かしたわけではなかった。

訴訟の過程では社会がうけいれやすい、わかりやすい物語がつけられる。施設での高齢者の窒息事故で、見守り義務を怠った専門職を罰したい、そして全国の介護現場に警鐘を鳴らしたい、と検

察官は正義感から考えたのだろう。証拠として挙げられた施設側の「過失」は、保険金を遺族に少しでも多く渡したいという善意からだし、「窒息」とは違うんじゃないかという「異論」はヒヤリハットの自省の声にかき消された。自分たちに防げたのではないかという専門職のプライドが、現場を追いつめた。「……には注意してください」とあんなに言っておいたのに、という親しい遺族のやりきれない気持ちだが、「被告」をつくりだした。まじめな人たち、まじめすぎる人たちばかりだ。この過程に「悪人」はいない。

だが、とわたしは思う。ここにいないのは当事者である。死者に口はない。前日まで食欲もあり、ドーナツを提供されたら喜んでそれに出したご本人に、ドーナツを食べるな、固形物は危険だからこの先、おやつはすべてゼリーにします、と言えるだろうか？ 介護職員の連絡ノートには、「見守りが必要」とあったとある。だがその情報の共有は、看護師までには及んでいなかった。それを知らなかったのは看護師の責任だろうか？ あるいは知っていたとしても、他のスタッフとともに何十人も利用者をいっせいに介助しなければならぬ立場にある看護師が、ひとりの利用者につきつきりで見守りができただろうか？

もしこれが在宅なら、とわたしは考える。ドーナツが喉に詰まったからといって、どう処置すればよいか、家族が知っているとは限らない。目の前で起きてても、対応できなくて手遅れになるかもしれない。あるいは、本人が人の見ていないところでこっそりおやつに手を出すかもしれない。施設だって、家族や友人の差し入れを、利用者はひそかに隠し持っているかもしれない。それすら管